（様式２）

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和８年 10 月９日

横浜市契約事務受任者
瀬谷区長　山岸　秀之

１　契約の概要
令和８年 10 月 18 日執行横浜市長選挙期日前投票所物品レンタル・設営撤去業務委託

２　履行（納品）場所
瀬谷区役所及び瀬谷区民文化センターあじさいプラザ

３　契約日
令和８年９月 18 日

４　履行日又は履行期間
令和８年９月 18 日から令和８年 10 月 19 日まで

５　契約金額
￥1,375,550.－

６　契約の相手方（名称及び所在）
株式会社テイクフォー　代表取締役　吉川　武志
神奈川県横浜市緑区中山 5-14-16

７　当該随意契約を行わざるを得なかった理由
令和８年 10 月 18 日執行の横浜市長選挙については、市長の辞職に伴い急遽執行されることとなったものであり、選挙期日までの準備期間が極めて短いことから、直ちに契約手続を進める必要があります。
受託者は、期日前投票所の開設準備のため、令和８年９月 29 日までに必要なレンタル物品を調達するとともに、設営及び撤去に従事する人員を確保する必要があります。このため、競争入札に付すための期間を確保することは困難であり、直ちに履行可能な事業者を選定する必要があります。
仮に受託者を確保できない場合には、期日前投票所を予定どおり開設することが困難となり、選挙人の投票機会の確保に支障を来すとともに、本市における適正かつ円滑な選挙執行に重大な影響が生じるおそれがあります。
以上により、時間的余裕がないものとして、緊急に単独随意契約を締結する必要があ

ります。

8　契約の相手方の選定理由

第 51 回衆議院議員総選挙という直近の選挙において、投票所器材のレンタル実績があり、かつ今回の横浜市長選挙においても、短期間での対応が可能と回答があった事業者を選定しました。

9　所管課

瀬谷区総務課